

協 定 書

御殿場市地方創生魅力創造スポーツタウン推進連絡会（以下「甲」という。）が主催するサイクルツーリズム事業（以下「事業」という。）の推進に関し、甲及び〔事業者名〕（以下、「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 本協定は、バイシクルピット協力店募集要領（以下「要領」という。）に基づき甲が募集した協力店において、乙が「バイシクルピット」に係るサービスを提供するにあたり、甲乙の果たすべき役割等について必要な事項を定めるものとし、もって双方協力のもと事業を進める。

（実施内容）

第2条 乙は、要領に基づくサービスを行い、連絡会及び御殿場市に協力して自転車利用者に優しいまちづくりを促進する。

（協定期間）

第3条 1 平成29年〇月〇日から平成31年3月31日までとする。
2 前項の規定に関わらず、協定期間終了前に乙が事業への参加を取りやめる場合は、連絡会と協議のうえ、連絡会が補助した費用もしくは貸与した備品等を返還するものとする。

（連絡会及び御殿場市への協力）

第4条 1 乙は、要領第10条に基づき、連絡会または御殿場市から要請があった場合は、広域団体等が取り組むバイシクルピット登録事業などの関連事業に必ず協力・申請するものとする。
2 乙は、甲から利用状況の調査や利用者アンケートの実施等の要請があった場合は、調査や作業等に協力するものとする。
3 乙は、バイシクルピットの管理運営に関して利用者から苦情等を受け付けた場合や、利用者のサービス利用中の事故が発生した場合は、すみやかに甲に報告することとし、甲及び乙は必要に応じて、利用者への対応を適切に行うこととする。

（備品の貸与及び管理等）

第5条 1 以下の各号に定める各サービスの提供に要する備品等は、甲が乙に一部を補助もしくは貸与するものとする。
(1) 自転車修理用工具
(2) スポーツバイク対応空気入れポンプ
(3) スポーツバイク用自転車ラック等の駐輪スペース
2 前項各号に定める備品の設置及び撤去に伴う費用は乙の負担とする。

- 3 乙は、甲から補助もしくは貸与されたすべての備品を、良好な状態に維持し、利用者に安全かつ円滑にサービスを提供できるよう管理しなければならない。また、乙の管理下において、天変地異、その他不可抗力により備品等が破損した場合は免責とする。
- 4 乙は前項によらない備品等の破損及び備品等の盗難等が発生した場合は、すみやかに甲に報告するとともに、乙の負担にて修理しなければならない。
- 5 協定期間終了後、乙は引き続き、広域団体等が取り組むバイシクルピット事業への登録を継続する場合は、貸与された備品の無償譲渡を受けることができる。

(費用負担)

- 第6条 1 甲は要領第6条各号に掲げる備品の購入費用を負担する。
2 乙は、サービスの提供に伴う費用及び権利上発生する費用等を負担する。

(事業の推進)

- 第7条 1 甲及び乙は、連携、協力して事業の推進に向けて取り組むこととする。
2 甲は、乙の意見を反映して、事業の拡充に努めることとする。
3 乙は、甲が事業の推進を目的に作成した資料等の掲示や配布に協力することとする。

(個人情報の管理)

- 第7条 甲及び乙が事業の実施にあたって得た個人情報は、関係法令に基づき適正な取り扱いをすることとする。また、取得した個人情報は、本事業以外では使用しないこととする。

(疑義)

- 第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名、
印の上、各自その1通を保有することとする。

平成29年〇月〇日

甲 御殿場市新橋1990-10 BE-ONEビル5階
御殿場市地方創生魅力創造スポーツタウン推進連絡会
会長 高橋 宏二 印

乙 (施設所有地)
(施設管理者名)
(法人の場合は代表者役職・氏名) 印